

公的年金からの 市民税・府民税・森林環境税 年金特別徴収について

年金特別徴収は65歳以上の人の公的年金に係る市・府民税等を年金支給時（年6回）に年金から天引き（特別徴収）し、市に納付する制度です。

この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税等の税率や税額が変更になったわけではありません。なお、納税方法は選ぶことができません。

(例) 前年度と今年度の市・府民税等の年税額が 6万円(年金所得のみ)の場合

1 特別徴収を開始する初年度の納付

徴収方法	納付書や口座振替等で納付 (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
徴収月	1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

2 翌年度以降の納付

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度の年税額の1/6ずつ			(本年度の年税額－仮徴収)の 1/3ずつ		

特別徴収の初年度

=【表1】

10月から新たに年金特別徴収の対象となる人（4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人）は、年金に係る市・府民税等の年税額の4分の1ずつを今までどおり納付書または口座振替（普通徴収）で納めていただき、残りの税額は10月、12月、2月の3回に分けて、年税額の6分の1ずつを年金から引き落とし（特別徴収）します。

翌年度以降は 8月まで仮徴収

=【表2】

年度の前半（4月、6月、8月）は、前年度の税額の6分の1ずつを年金から特別徴収（仮徴収）します。6月に市・府民税等の年税額が決まった本年度の後半（10月、12月、2月）は、年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額の3分の

1ずつを年金から特別徴収（本徴収）します。

特別徴収が 中止になる場合

次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、特別徴収が中止され、納付書または口座振替による納付（普通徴収）に変更となります。

- ① 介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
 - ② 年度途中で転出した
 - ③ 死亡した
 - ④ 税額に変更があった
 - ⑤ 1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった
- ※年金からの特別徴収の中止処理に時間がかかるため、中止の時期に特別徴収される場合があります。その場合、特別徴収された税額は後日還付されます。
- ※①、②、④は、一定の要件の下、特別徴収が継続される場合があります。

☎税務課市民税係(☎983-2164)

市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を

市・府民税（第3期分）・国民健康保険料（第5期分）の納期限は11月2日（月）です。納期限までに取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（PayPay、auPAY、d払い、FamiPay、AEON Pay、PayB、楽天ペイ

等）、e L お支払サイト（※）、市役所で納付してください。
※ e L お支払サイトでは市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の税目に限り、納付い



市ホームページ

ただけます。詳しくは左記二次元コードから。
口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関に同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ

銀行へ申し込みください。各月15日までに同依頼書を提出すると、その翌月以降の納期分から引き落としします。
※納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合健保）、共済組合などがあります。

国民健康保険（国保）は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養（同居でなくても加入できる場合あり）に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、**必ず14日以内に**国保医療課に届け出てください。届け出に必要なものは表をご覧ください。

■加入手続きが遅れると

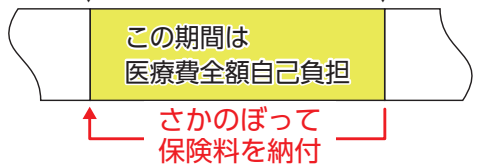
届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって

保険料を納めなければなりません（遡及制度）。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

(例) 令和8年5月に会社を辞めて、
令和8年10月に
国保の加入届け出をした場合

令和8年5月
(国保加入資格発生)

令和8年10月
(届け出をしたとき)



■交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険を使って治療を受けていただけます（一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します）。

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	親子(母子)健康手帳、本人確認書類
	他の健康保険等を脱退したとき	健康保険等の脱退証明書
脱退する場合	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
	八幡市から転出するとき	資格確認書等(※)
	家族が死亡したとき	資格確認書等(※)、死亡を証明するもの
その他	他の健康保険等に参加したとき	資格確認書等(※)、新しい健康保険に加入したことを証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等(※)、保護開始決定通知書
	市内転居、氏名変更、世帯主変更	資格確認書等(※)
	資格確認書等の紛失や汚れて使えなくなったとき	本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	資格確認書等(※)、在学証明書

◆届け出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知書(通知カード)と本人確認書類(運転免許証等)を提示してください。代理人が届け出を行う時は、前述のものとあわせて、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。
※資格確認書等とは、資格確認書またはマイナ保険証をいいます。

市議会第3回定例会 9月8日～10月23日

補正予算案等を提出

☎財政課（☎983-2879）

令和8年八幡市議会第3回定例会が9月8日に開会され、市は令和8年度補正予算案等6件を提出しました。
また、追加議案として、9月9

日には令和7年度決算の認定に関する議案等9件を提出し、9月30日には人事案件等6件を提出予定です。なお、決算については10月23日に審議される予定です。

主な一般会計補正予算案は▶水道料金助成費3590万円▶男山地域再生事業費1725万円▶文化センター管理運営費357万円等です。